新しいまちづくり計画

北松西部地域合併協議会 平成 27 年 3 月変更 平 戸 市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
〇新しいまちづくり計画の策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1章 合併の必要性と期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 合併の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)合併により期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章 新市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1)新市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(2)住民意向の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(3)今後のまちづくりに向けた主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第3章 新しいまちづくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(1)基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
(2)基本理念から導かれるまちづくりの方向性 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥	24
(3)主要指標の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第4章 新市の主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(1)魅力ある観光の振興と交流人口の拡大(観光・交流) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(2)活力ある産業振興と雇用の創出(産業振興)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(3) 健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成(保健・医療・福祉)・・	51
(4) 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保(自然環境・生活基盤) ・・・・	61
(5)明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興(教育・文化) ・・・・	70
(6)参加と連携による自立した地域の確立(協働のまちづくり)・・・・・・・	79
第5章 公共的施設の統合整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
第6章 財政計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	87

はじめに

平戸市・生月町・田平町・大島村はわが国の西端に位置していることから、古くから大陸交流の玄関口として栄え、歴史的にも深いつながりを有し、一体的に発展してきました。

また、住民の暮らしやすい地域社会を形成するため、周辺地域と連携しながら、 ごみ処理、消防などの分野で広域行政にも取り組んできました。

しかしながら、今日、地方分権の進展や少子・高齢化といった社会環境の変化に加え、住民のライフスタイルの多様化にともなう生活圏の拡大、さらには厳しい財政状況などの様々な課題に対して、個々の市町村の取り組みではその対応に限界が生じてきています。当地域でも、基幹産業である農林水産業の低迷により若年層の流出が進み、人口の減少や地域活力の低下などが大きな課題となっています。

こうした状況を打開すべく、4 市町村の個性を活かしながら、力を合わせてこのような課題に一体的・総合的に対応していくことができる合併は今後の地域活性化を図る上で、有効な手段であると考えられます。

本計画は、住民のみなさんの意向を十分に踏まえるとともに、4 市町村がこれまで取り組んできたまちづくりの指針が示されている総合計画なども参考にしながら作成されたものであり、合併後の新市のまちづくりの基本的な方向性を示すものです。

〇新しいまちづくり計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき、合併協議会で策定する 新市建設計画については、「新しいまちづくり計画」と称し、その策定にあたっては 次の方針で臨むものとします。

1)計画の趣旨

本計画は、平戸市、生月町、田平町、大島村の合併後の新市(以下「新市」という。)のソフト、ハード両面を含めたまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、新市の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくり、人材の育成及び住民福祉の向上による新市全体の均衡ある発展を目指すものとします。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、また、基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3)計画の期間

本計画における主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併年度及びこれに続く15年間(平成18年度から平成32年度)について定めるものとします。

4) その他

新市のまちづくりの基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、特に地方債等を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとします。